

第2号議案

宇都宮都市計画道路の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成26年7月28日

栃木県都市計画審議会会長

都計第94号

平成26年7月18日

栃木県都市計画審議会会長 様

栃木県知事 福田 富一

宇都宮都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

宇都宮都市計画道路の変更（栃木県決定）

都市計画道路中 3・4・5号石橋駅東通りを次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅 員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹 線 街 路	3・4・5	石橋駅東 通り	下野市下 古山字南	上三川町 大字多功 字愛宕山	上三川町 大字多功 字本町	約 3,880m	地表式	2車線	18.0m	JR東北新幹線 と立体交差 JR東北本線と 立体交差 幹線街路と平 面交差5箇所	

理 由

3・4・5号石橋駅東通り起点部において交差する下野市決定の3・4・802号北城通りの線形変更にともない、本案のように変更するものである。